

麻布大学大学院獣医学研究科獣医学専攻博士課程及び動物応用科学専攻博士後期課程の参考論文に関する内規

(制定 平成19年 1月29日)

- 1 この内規は、麻布大学学位規則(以下「学位規則」という。)第5条第2項に基づき、参考論文に関する事項について定める。
- 2 学位規則第4条第1項に基づき学位の授与を申請する者は、麻布大学大学院獣医学研究科獣医学専攻博士課程及び動物応用科学専攻博士後期課程在学中に主論文の内容の一部又は全部を公表し、参考論文として提出する。
- 3 参考論文として提出する論文は、筆頭筆者として、審査員制度のある学術雑誌に投稿し、1編以上掲載又は受理されていなければならない。
(2) 前号に該当する学術雑誌は、次のいずれかに該当するものとする。
 - イ インパクトファクターがついているもの
 - ロ Current Contents (Pub Med)に登録されているもの
 - ハ 年4回以上の定期刊行の実績のある学会が発行するもの
 - ニ 麻布大学大学院獣医学研究科教授会が認定した学会誌等
- 4 学位申請論文の内容を含む、既に公表された、あるいは、受理された論文については、すべての共著者の承諾書を添付することとし、不可能な場合は、理由書を提出する。
- 5 この内規の改廃は、本研究科教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この内規は、平成19年 1月29日に制定し、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年 3月17日に制定し、平成27年 4月 1日から施行する。